

## ローカル5Gトータルサポート利用規約

### 目次

第1章	総則	1
第2章	契約締結手続き	4
第1節	ローカル5Gトータルサポート提供に関する事前調査	4
第2節	卸契約の契約申込	5
第3節	当社設備と提供申込者等の指定する設備の接続等	6
第4節	無線基地局設備設置の事前調査	7
第5節	無線基地局設備の設置工事等	9
第6節	その他の手続	12
第7節	サービス提供開始	13
第8節	契約の変更等	13
第3章	契約解除等	15
第4章	通信	18
第5章	料金等	19
第1節	料金及び工事又は手続きに関する費用等	19
第2節	料金等の支払義務	19
第3節	債務の履行	22
第4節	割増金及び延滞利息	25
第6章	責務	25
第1節	当社及び提供申込者等の負う責務	25
第2節	提供申込者等の負う責務	27
第3節	保守	29
第4節	譲渡の承認	30
第7章	損害賠償	30
第8章	雑則	32

### 第1章 総則

(規約の制定目的と適用範囲)

- 第1条** 当社は、ローカル5Gトータルサポート利用規約（以下「本規約」といいます。）により、ローカル5Gトータルサポートの提供に係る手続き及び提供条件を定めます。
2. 本規約は、提供申込者等と当社との間のローカル5Gトータルサポートに関する一切の關係に適用されます。
  3. 本規約には、次の各号の契約（以下、すべて総称して「ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約」といいます。）を含むものとします。
    - (1) ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約
    - (2) ローカル5Gトータルサポートに関するIRU設定基本契約
    - (3) ローカル5Gトータルサポートに関するIRU設定個別契約
    - (4) USIMカードの貸与の請求に係る契約
    - (5) 業務支援システムの利用に係る契約
  4. 当社がローカル5Gトータルサポートのサービス提供を開始するためには、提供申込者等と当社の間で、第2章第1節から第2章第6節までに定める手続きがすべて完了し、前項各号の契約すべてを締結することが必要です。

(本規約の変更)

- 第2条** 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめローカル5G事業者に周知することにより、本規約（本条に限り、ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約を含まないものとする。）を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された

場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。

- (1) 本規約の変更が、ローカル5G事業者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、本規約に基づき締結する契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(用語の定義)

**第3条** 本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は当該各号に定めるとおりとします。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
3 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
4 ローカル5Gトータルサポート	ローカル5G事業者の電気通信事業の用に供するために当社が提供するサービス
5 提供申込者	ローカル5Gトータルサポートの提供に係る申込みを行う者であって、ローカル5Gの電気通信事業者としての届出、または登録が完了している者（その予定の者も含む）
6 ローカル5G事業者	当社のローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約を締結している者であって、ローカル5Gの電気通信事業者としての届出、または登録が完了している者（その予定の者も含む）
7 提供申込者等	提供申込者、またはローカル5G事業者
8 ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約	ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約のうち、当社設備の卸提供について定める契約
8の2 ローカル5Gトータルサポートに関するIRU設定基本契約	ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約のうち、当社設備のIRU提供について定める基本契約
8の3 ローカル5Gトータルサポートに関するIRU設定個別契約	ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約のうち、当社設備のIRU提供について定める個別契約
8の4 USIMカードの貸与の請求に係る契約	ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約のうち、当社USIMカードの貸与の請求について定める契約

8の5 業務支援システムの利用に係る契約	ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約のうち、当社業務支援システムの利用について定める契約
9 エンドクライアント	ローカル5G事業者サービスを利用するための契約をローカル5G事業者との間で締結している者
10 移動無線装置	携帯して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置
11 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備
12 USIMカード	電気通信番号等の情報を記憶できるカードであって、当社からローカル5G事業者に貸与するもの
13 ローカル5G事業者回線	ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約に基づいて無線基地局設備と提供申込者等が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
14 業務支援システム	ローカル5Gトータルサポートのローカル5G事業者回線に係る利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム
15 CAG-ID	Closed Access Group IDの略。ローカル5Gの電波送出を行うセルにおいて、接続可能なローカル5Gエリアをユーザ単位で制御するためのID
16 DNN	Data Network Nameの略。端末の通信先。UEがコアネットワークを介して接続するデータネットワークの識別名
17 CU	Central Unitの略。無線基地局設備の一部であり、デジタル信号処理を行う。ローカル5Gトータルサポートにおいては、当社ビルなどに設置する機器

18 RU	R a d i o U n i tの略。無線基地局設備の一部であり、この機器へアンテナを接続し電波を発射する。ローカル5Gトータルサポートにおいては、エンドクライアント敷地/建屋に設置する機器
19 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
20 ローカル5G事業者サービス	ローカル5G事業者がローカル5Gトータルサポートを用いてエンドクライアントへ電気通信役務を提供するサービス

(ローカル5Gトータルサポートの提供範囲)

**第4条** ローカル5Gトータルサポートでは、ローカル5G事業者の電気通信事業の用に供するために別紙1(提供する機能)で定める機能を提供します。当社は、ローカル5G事業者に対し、当社設備を無線基地局設備は賃貸借にて、別紙1に定める5Gコアと5G GWは卸電気通信役務にて提供します。

## 第2章 契約締結手続き

### 第1節 ローカル5Gトータルサポート提供に関する事前調査

(ローカル5Gトータルサポート提供に関する事前調査申込み)

**第5条** 当社は、提供申込者等がローカル5Gトータルサポートの提供を申込み場合(第33条(契約の変更)に規定する契約の変更を申込み場合を含みます。)は、事前調査(以下、「事前調査①」といいます)を行います。

2. 提供申込者等は、事前調査①の申込みにおいて、本規約に同意の上、当社が別途指定する様式にて当社へ提出することを要します。
3. 提供申込者等は、前項の様式にローカル5Gトータルサポート提供申込みの概要、提供開始を希望する時期、必要帯域幅および利用に係る予測トラフィックを記載するものとします。
4. 当社は、提供申込者等から請求があるときは、第2項の様式に記載する事項に係る必要な情報(当社の機密事項を除きます。)を提供するものとします。

(ローカル5Gトータルサポート提供に関する事前調査①申込み受付及び順序)

**第6条** 当社は、第5条(ローカル5Gトータルサポート提供に関する事前調査申込み)で提出された様式に事前調査①を行うために必要な事項が記載されていることを確認したときをもって、事前調査①の申込みの受付とします。ただし、記載事項に不備等があったときは、その状態が解消されたことを当社が確認したときをもって、事前調査①の申込みの受付とします。

2. 当社は、事前調査①の申込みを受け付けたときは、提供申込者等に対して書面により通知します。
3. 当社は、ローカル5Gトータルサポート提供の申込みが複数あるとき、申込みを受け付けた順序に従って事前調査①を行います。

(ローカル5Gトータルサポート提供に関する事前調査①回答)

**第7条** 当社は、事前調査①申込みの受付後1ヶ月以内に、承諾の可否および提供可能時期を提供申込者等に書面により通知します。ただし、第52条(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)又は第53条(債務の履行の担保)を適用する見込みがあるとき、その他特別の事情があるときは申込みを受け付けた日から1ヶ月を超えて回答する場合があります。

2. 提供申込者等が、事前調査①の回答を受けた後1ヶ月以内に第8条(ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約申込み)に規定する契約申込みを行わないときは、当社が行った事前調査①の回答は、その効力を失います。

## 第2節 卸契約の契約申込

(ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約申込み)

**第8条** 提供申込者等は、事前調査①の回答を受けた後1ヶ月以内に、当社が別途指定する様式により当社に対し、第7条(ローカル5Gトータルサポート提供に関する事前調査①回答)で通知した回答書の内容に基づき、ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約申込みを行うものとし、当社が、その様式に必要な事項が記載されていることを確認したときをもってローカル5Gトータルサポートに関する卸契約申込みの受付とします。

(ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約締結)

**第9条** 当社は、第8条(ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約申込み)に規定する契約申込みの受付を行ったときは、その契約申込みを受け付けた順序に従って1のローカル5G事業者と1のローカル5Gトータルサポートに関する卸契約締結を行います。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、契約締結を延期することがあります。
3. 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約を締結しないことがあります。

- (1) ローカル5Gトータルサポートの提供により、当社の事業運営上支障が生じるなど当社の信用又は利益を損なうおそれがあるとき。
  - (2) ローカル5Gトータルサポートの提供により、当社又は第三者の知的財産権、所有権、その他法令により保障された権利を害するおそれがあると当社が判断したとき。
  - (3) 当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は提供申込者若しくはその役員等が反社会的勢力に該当する等当社が不相当と判断したとき。
  - (4) 提供申込者が、ローカル5Gトータルサポートの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (5) 契約申込みに応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修がインターフェース又はプロトコルの大規模な変更を伴う場合その他の技術的又は経済的に著しく困難であるとき。
  - (6) 第6章（責務）に定める提供申込者等の負うべき責務の規定のいずれかに違反するおそれがあるとき。
4. 前項の規定により、その契約申込みを承諾しないときは、当社は、書面によりその理由を通知します。

### 第3節 当社設備と提供申込者等の指定する設備の接続等

（回線終端設備の設置等）

- 第10条** 提供申込者等は、第9条（ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約締結）に基づきローカル5Gトータルサポートに関する卸契約を締結した場合、当社が指定する場所に当社設備と提供申込者等の指定する設備を接続する回線終端装置及びその他付随設備等（当社が技術的、経済的等の観点から当社の通信用建物等に設置することが適切であると判断した電気通信設備に限ります。）を設置することとします。
2. 当社及び提供申込者等は、前項の規定で設置した設備を当社と提供申込者等との固定資産及び保守の責任分界点とします。

（当社設備と提供申込者等の指定する設備の接続に係る試験の実施）

- 第11条** 当社及び提供申込者等は、第10条（回線終端設備の設置等）に規定する設備を設置した場合には、当社が別に定める方法により当社設備と提供申込者等の指定する設備の接続に係る試験を実施することとします。
2. 前項の試験の結果、当社又は提供申込者等が正常性等を確認できなかった場合は、相互に協力してその原因究明にあたることとします。

（提供申込者等がローカル5G事業者サービスの提供に必要な装置等の設置又は保守

を行う場合の立入り)

**第12条** 提供申込者等又はローカル5G事業者サービスの提供に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその提供申込者等が指定した者（その提供に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあつては、当社が別に定める当社の通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、ローカル5G事業者サービスの提供に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その提供に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

2. 前項の場合において提供申込者等は、立入りを行いたい日時を当社と事前調整を行った上、当社が別途指定する様式により立入りをを行う当社の通信用建物等の名称、日時、目的並びに立入者の氏名を当社へ5営業日前までに連絡することを要します。

（工事等の制限）

**第13条** 次の各号に規定する事由があるときは、当社は、通信の確保に必要な合理的な期間について、提供申込者等が当社の通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付すことがあります。この場合において、当社は、書面によりその理由を通知します。

- (1) 電気事業法第42条第1項の保安規程に基づき当社の通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、当社の通信用建物等が損壊したとき。
- (3) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信又は電気通信事業法施行規則第55条の通信を優先的に取り扱うために必要なとき。
- (4) 国又は地方公共団体から通信の確保に関する要請があつたとき。
- (5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙が行われるとき。
- (6) 先進国首脳会合その他これに準ずる重要な国際会議が行われるとき。
- (7) 国際機関、外国政府の機関その他これに準ずる重要な組織の長又はこれに準ずる者が来日するとき。
- (8) 前3号に掲げる行事に準ずる重要な国又は地方公共団体の行事が行われるとき。

#### **第4節 無線基地局設備設置の事前調査**

（無線基地局設備設置の事前調査申込）

**第14条** 提供申込者等は、当社が別途指定する様式により当社に対し、無線基地局設備の設備設

置検討のための事前調査（以下、「事前調査②」といいます）申込を行う（第33条（契約の変更）に規定する契約の変更を申込む場合を含みます。）ものとし、当社がその様式に必要事項が記載されていることを確認したときをもって事前調査②申込の受付とします。事前調査②申込は住所単位を基本とします。また、1つの事前調査②申込におけるRUの設置場所を1拠点とします。

2. 提供申込者等は前項の様式に、設置検討申込の概要、設置を希望する敷地内の箇所、無線基地局設備の利用開始を希望する時期、利用に係る予測トラヒック及び当社に協力を依頼する事項等を記載するものとします。
3. 当社は、提供申込者等から請求があるときは、第1項の様式に記載する事項に係る必要な情報（当社の機密事項を除きます。）を提供するものとします。
4. その他、当社は無線基地局設備設置にあたり、提供申込者等と個別に設置希望箇所に関する聞き取りを行う場合があります、提供申込者等はこれに応じるものとします。

（無線基地局設備設置の事前調査②申込の承諾）

**第15条** 当社は、第14条（無線基地局設備設置の事前調査申込）に規定する事前調査②申込があった場合は、申込を受け付けた順序に従って書面により承諾した旨を通知します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その事前調査②申込の承諾を延期することがあります。
3. 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その事前調査②申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 事前調査②申込に係る無線基地局設備の設置により、当社の事業運営上支障が生じるなど当社の信用又は利益を損なうおそれがあるとき。
  - (2) 事前調査②申込に係る無線基地局設備の設置により、当社又は第三者の知的財産権、所有権、その他法令により保障された権利を害するおそれがあると当社が判断したとき。
  - (3) 当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は提供申込者等若しくはその役員等が反社会的勢力に該当する等当社が不相当と判断したとき。
  - (4) 提供申込者等が、無線基地局設備の設備設置に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (5) 事前調査②申込に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修がインタフェース又はプロトコルの大規模な変更を伴う場合その他の技術的又は経済的に著しく困難であるとき。
  - (6) 第6章（責務）に規定する提供申込者等の負うべき責務のいずれかに違反するおそれがあるとき。
4. 前項の規定により、その事前調査②申込を承諾しないときは、当社は、書面によりその理由を通知します。

5. 本条第2項または第3項にしたがい当社が申込の承諾を延期または承諾をしないことにより、提供申込者等または第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

(無線基地局設備設置の事前調査②の中止申込)

**第16条** 当社は、提供申込者等から無線基地局設備の事前調査②申込について、当該設備に関する事前調査②が開始される前に書面による中止申込みがあった場合は、書面により承諾した旨を通知します。

2. 前項の場合において、提供申込者等は、その取止めにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加えた額を負担することを要します。

(無線基地局設備設置の事前調査②の実施)

**第17条** 当社は、第15条(無線基地局設備設置の事前調査②申込の承諾)の規定により事前調査②申込を承諾した場合、無線基地局設備の設置工事の実施可否及び無線基地局設備の設置数量の算定を行うため、第14条(無線基地局設備設置の事前調査申込)の内容をもとに現場調査を行います。

2. 現場調査では以下の事項を調査します。
  - (1) 機器(無線基地局設備及びその附属品)設置位置や設置方法の確認
  - (2) 各装置間における敷設する配線ルート及び配線長を確認(目視確認)

(無線基地局設備設置の事前調査②の回答)

**第18条** 当社は、第17条(無線基地局設備設置の事前調査②の実施)で実施した現場調査の結果に基づく当該設備の設置工事の実施可否及び無線基地局設備の設置数量を提供申込者等へ書面により通知します。

2. 当該設備の設置工事実施不可となった場合において、提供申込者等は、その取止めにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加えた額を負担することを要します。
3. 当該設備の設置工事実施不可となった場合において、提供申込者等または第三者に損害が生じたときでも、当社は責任を負いません。

## 第5節 無線基地局設備の設置工事等

(設備設置工事申込)

**第19条** 提供申込者等は、当社が別途指定する様式により当社に対し、無線基地局設備の設備設置工事申込を行うものとし、当社がその様式に必要事項が記載されていることを確認したときをもって当該設備設置工事申込の受付とします。当該設備設置工事申込は、第18

条（無線基地局設備設置の事前調査②の回答）第1項の当社による通知を受領してから10営業日以内になされることを要します。

2. 提供申込者等が前項の申込を10営業日以内には実施しない場合、当社は提供申込者等が設備設置工事申込を実施しないものと判断します。その場合において、提供申込者等は、設備設置工事を取りやめることにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加えた額を負担することを要します。ただし、当社が、提供申込者等による当該申し込みが10営業日以内になされなかったことについて特別な事情があると判断した場合は、その限りではありません。

（設備設置工事申込の承諾）

**第20条** 当社は、第19条（設備設置工事申込）に規定する無線基地局設備の設置工事申込があった場合は、申込を受け付けた順序に従って書面により承諾した旨を通知し、第14条（無線基地局設備設置の事前調査申込）及び第18条（無線基地局設備設置の事前調査②の回答）をもとに無線基地局設備の設置工事を行います。設置工事では以下の各号に規定する内容を実施します。

- （1）機器（無線基地局設備及び附属品）の設置
- （2）各機器間に配線を実施

（設備設置工事の中止申込）

**第21条** 当社は、提供申込者等から設備設置工事について、当該無線基地局設備の設置工事の完了前に書面による中止申込があった場合は、書面により承諾した旨を通知します。

2. 前項の場合において、提供申込者等は、その取止めにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加えた額を負担することを要します。

（概算費用の通知）

**第22条** 当社は、無線基地局設備の設置工事の設計が完了（または、設計が完了したのち設計を変更せざるを得ない事象が発生）した場合、当該設備の設置工事の概算額を提供申込者等へ書面により通知します。

2. 前項に規定する概算額に係る設計内容から内容の変更などが発生しない場合、前項に規定する概算額と第24条（設備の完成通知）に規定する完成額は同じ額となります。
3. 提供申込者等は、前々項の通知を受領してから10営業日以内に、当該通知内容に基づいて当社が無線基地局設備の現地工事に着手することを承諾する旨を、当社が別途指定する様式により当社へ通知するものとします。
4. 特別な事情がある場合を除き、提供申込者等が前項に示す申込を10営業日以内に

実施しない場合、当社は第 21 条（設備設置工事の中止申込）とみなします。

（設備設置工事での試験）

**第23条** 当社及び提供申込者等は、当該無線基地局設備の設置が完了した場合、無線局免許を取得したのち設備設置工事の完了前に、当社が別に定める方法により当該無線局設備の電波が正常に発射できているか確認します。

2. 当社及び提供申込者等は、前項の試験の結果、当該無線基地局設備の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。

（設備の完成通知）

**第24条** 当社は、第 23 条（設備設置工事での試験）にて実施された試験で当該無線基地局設備の正常性等が確認された場合、当社は当該無線基地局設備の設備設置工事を完了し、提供申込者等へ書面にて当該無線基地局設備の完成通知を行うものとします。完成通知には以下の各号に規定する内容を記載します。

- (1) 当該無線基地局設備を提供申込者等が利用開始できる日（利用開始日）
- (2) 当該無線基地局設備の創設費

（設備の撤去）

**第25条** 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、第 20 条（設備設置工事申込の承諾）により承諾し、設置工事を行った無線基地局設備の撤去を行います。撤去時の条件等は当社が別途定めるところによります。

- (1) 第 33 条（契約の変更）に規定する契約の変更を行う場合であって、無線基地局設備の撤去を要する場合
- (2) 第 38 条（ローカル 5 G 事業者が行う契約の解除）に規定する契約の解除を行う場合
- (3) 第 39 条（当社が行う契約の解除）に規定する契約の解除を行う場合
- (4) 第 40 条（ローカル 5 G トータルサポートの廃止）に規定するローカル 5 G トータルサポートの廃止を行う場合

（設備の賃貸借に関する契約）

**第26条** 当社は、第 20 条（設備設置工事申込の承諾）により承諾し、設置工事を行った無線基地局設備について、提供申込者等がローカル 5 G 事業者サービスの用に供するために当社から提供申込者等に対して賃貸借を行います。

2. 当社と提供申込者等の間ではじめて設備の賃貸借を実施するにあたり、共通的な取り決め事項を定めるローカル 5 G トータルサポートに関する I R U 設定基本契約を締結します。

3. 当社及び提供者申込者等は、拠点毎に、個別の条件について定めるローカル5Gトータルサポートに関するIRU設定個別契約を締結します。
4. 前2項に示すローカル5Gトータルサポートに関するIRU設定基本契約、ローカル5Gトータルサポートに関するIRU設定個別契約については提供申込者等が、第24条（設備の完成通知）を通知されてから、1カ月以内に締結するものとします。
5. ローカル5G事業者が当社とローカル5Gトータルサポートに関するIRU設定個別契約を結んでいる拠点において、無線基地局設備の変更（増設・減設等）を伴う工事を実施した場合は、ローカル5Gトータルサポートに関するIRU設定個別契約の内容を変更します。

#### 第6節 その他の手続

（業務支援システムの利用に関する申込み）

**第27条** 提供申込者等は、当社が別途指定する様式により回線管理のための業務支援システムの利用に関する申込みを当社に行います。

2. 当社は、前項に規定する申込みを承諾する場合は、その提供申込者等と、その利用に係る事務処理及び運用方法ならびにその他の個別の事項を含む契約を締結します。

（電気通信番号（データ伝送携帯電話番号）の取得）

**第28条** 提供申込者等は、電気通信番号（データ伝送携帯電話番号（電気通信番号の構成が0200DEFGHJKLMNであるものに限る。))を取得し、当社が別途指定する様式により当社へ通知していただきます。

2. 当社は、前項の通知を受けた後、各種システムへ電気通信番号の登録を実施します。

（USIMカードの貸与等に係る請求）

**第29条** 提供申込者等は、USIMカードをエンドクライアントへ転貸与するために当社からローカル5G事業者へ貸与するUSIMカードの貸与等に係る請求を当社に行うこととします。

2. 当社は、前項に規定する請求を承諾する場合は、その提供申込者等と、その請求に係る事務処理及び運用方法ならびにその他の個別の事項を含む契約を締結します。

（USIMカードの返還・変更）

**第30条** ローカル5G事業者は、当社より貸与を受けたUSIMカードについて、次の場合は、当社が別に定める方法によりそのUSIMカードを当社へ速やかに返還していただき

ます。

- (1) ローカル5G事業者が提供するローカル5G事業者サービスを利用するためのエンドクライアントとローカル5G事業者間で締結された契約が解除されたとき。
  - (2) 第1条4(規約の制定目的と適用範囲)第3項第1号または第4号の契約が解除となったとき。
  - (3) その他USIMカードを利用しなくなったとき。
2. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめその旨をローカル5G事業者に書面により通知します。

(CAG-IDの割り当て)

**第31条** 当社は、接続可能なローカル5Gエリアをローカル5G事業者回線単位で制御するためのCAG-IDをローカル5G事業者へ割り当てます。

2. 割り当てるCAG-IDの数は、当社と提供申込者等で協議するものとします。
3. ローカル5G事業者回線に設定するCAG-IDは、ローカル5G事業者が業務支援システムを用いて設定するものとします。
4. 無線基地局設備に設定するCAG-IDは、第19条(設備設置工事申込)の際に、ローカル5G事業者から当社へ当社が別途指定した様式にて通知する必要があります。当社は通知されたCAG-IDを無線基地局設備へ設定します。

## 第7節 サービス提供開始

(ローカル5Gトータルサポートの提供開始)

**第32条** ローカル5G事業者がはじめて受けとる第24条(設備の完成通知)に規定する完成通知に記載された利用開始日を、ローカル5Gトータルサポートのサービス提供開始日とします。

## 第8節 契約の変更等

(契約の変更)

**第33条** ローカル5G事業者から第2章(契約締結手続き)に規定する手続きにより、別紙1(提供する機能)に示す提供機能の追加申込がある場合は、締結済みのローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約の内容について、両者合意の上、当社及びローカル5G事業者が記名、押印した書面により変更します。

2. 当社及びローカル5G事業者は、その他必要が生じたときは協議のうえ、当社及びローカル5G事業者が記名、押印した書面により、ローカル5Gトータルサポート

の提供に係る契約の変更ができるものとします。

3. 前項に規定する場合、当社は、ローカル5G事業者に対し契約の変更が必要な事実の根拠となる書類の提示又は提出を求める場合があり、ローカル5G事業者はこれに応じるものとします。

(契約上の地位の移転又は承継)

**第34条** ローカル5G事業者が電気通信事業の全部又は一部を譲渡することにより、ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約上の地位を移転しようとする場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。

2. ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約上の地位の移転を受けようとするときは、ローカル5G事業者及び当該電気通信事業の全部又は一部を譲り受けた者は、これを証明する書類を当社に提出することを要します。
3. 当社は、前項の規定によりローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約上の地位の移転を求められたときは、次の場合を除きこれを承諾します。
  - (1) ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約上の地位の移転を受けようとする者が第9条(ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約締結)第3項各号のいずれかに該当する者であるとき。
  - (2) 電気通信事業の全部の譲渡について総務大臣へ届出をしていないとき。
  - (3) ローカル5G事業者が登録電気通信事業者である場合において、ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約上の地位の移転を受けようとする者が電気通信事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。
  - (4) 当社に対するローカル5Gトータルサポートに係る料金その他の債務(本規約の規定により、支払いを要することとなったローカル5Gトータルサポートに係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。)の支払義務等、ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約上の地位の帰属が不明確であるとき。
4. ローカル5G事業者において合併、分割又は相続によりローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約上の地位を承継する場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
5. 前項の規定により、ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約上の地位の承継を届け出るときは、ローカル5G事業者及び合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部若しくは一部を承継した法人、又は相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者とします。)は、これを証明する書類を当社に提出することを要します。
6. 前項の規定により、ローカル5Gトータルサポート提供に係る契約上の地位の承継

の届出があった場合において、そのローカル5Gトータルサポート提供に係る契約上の地位の承継が次に該当するときは承諾しません。

- (1) 電気通信事業の合併、分割（電気通信事業の全部を承継させる場合に限ります。）又は相続について総務大臣へ届出をしていないとき。
- (2) ローカル5G事業者が登録電気通信事業者である場合において、ローカル5Gトータルサポート提供に係る契約上の地位の承継を受けようとする者が電気通信事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。

（当社が行う電気通信設備等の更改）

**第35条** 当社は、第26条（設備の賃貸借に関する契約）にて賃貸借を行った設備について、更改（既存の電気通信設備等に代えて、新たな電気通信設備等を設置若しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。）が必要となった場合は、ローカル5G事業者で負担する費用について明示し、ローカル5G事業者と協議の上、更改の可否、更改時期等について決定します。

### 第3章 契約解除等

（ローカル5Gトータルサポートの一時中断）

**第36条** 当社は、次の場合には、ローカル5Gトータルサポートを全部又は一部の提供を一時中断することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第41条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき
2. 前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、ローカル5Gトータルサポートの全部又は一部の提供を一時中断することがあります。
- (1) 地震、津波、台風、落雷等の天災地変、火災、サイバー攻撃、感染症、伝染病、戦争、暴動、内乱、騒乱、テロ行為、禁輸措置、法令又は規則の制定・改廃、公権力による命令・処分等の政府による行為、争議行為、交通機関の障害その他の国内外で生じた不可抗力によりローカル5Gトータルサポートが提供できなくなったとき。
  - (2) ローカル5Gトータルサポートに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
  - (3) ローカル5Gトータルサポートにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
  - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
  - (5) 当社の運用上又は技術上、ローカル5Gトータルサポートの全部又は一部の提

供を中断する必要があるとき。

3. 当社は、前項に定めるほか、ローカル5Gトータルサポートの運用上必要な範囲において、ローカル5Gトータルサポートの利用の制限等を行うことができるものとします。
4. 当社は、前3項の規定によりローカル5Gトータルサポートの一時中断や利用の制限を行うときは、書面または当社HPへの掲載により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(ローカル5Gトータルサポートの利用停止)

**第37条** 当社は、ローカル5G事業者が次のいずれかに該当するときは、6カ月以内で当社が定める期間（ローカル5Gトータルサポートに関する料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのローカル5Gトータルサポートの全部又は一部の利用を停止することがあります。

- (1) 当社が提供しているいずれかのサービスにおいて、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
  - (2) ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
  - (3) ローカル5G事業者回線に、第59条（移動無線装置の取り扱い）に定める試験の実施を行うことなく、ローカル5G事業者が調達した移動無線装置を当社の承諾を得ずに接続したとき。
  - (4) 第9条（ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約締結）第3項各号のいずれかに該当するとき
  - (5) その他本規約の規定に違反したとき。
2. 当社は、前項の規定によりローカル5Gトータルサポートの利用停止をするときはあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をローカル5G事業者に書面にて通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(ローカル5G事業者が行う契約の解除)

**第38条** ローカル5G事業者は、当社が別途指定する様式により申し出ること、第1条第3項の各号の契約について、各契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、第1条第3項第1号の契約を解除する場合は本条第4項にしたがうものとします。

2. 当社は、契約の解除の申し出を受け付けたときは、ローカル5G事業者に対して書面により通知します。
3. ローカル5G事業者がすべての拠点におけるローカル5Gトータルサポートに関

する I R U 設定個別契約を解除する場合には、ローカル 5 G トータルサポートに関する I R U 設定基本契約が同時に解除となります。

4. ローカル 5 G 事業者がローカル 5 G トータルサポートに関する卸契約を解除する場合には、第 1 条第 3 項各号のすべての契約の全部が同時に解除となります。

(当社が行う契約の解除)

**第39条** 当社は、第 37 条（ローカル 5 G トータルサポートの利用停止）第 1 項の規定によりローカル 5 G トータルサポートの利用を停止されたローカル 5 G 事業者が、なおその事実を解消しない場合は、ローカル 5 G トータルサポートの提供に係る契約の全部を解除することがあります。

2. 当社は、ローカル 5 G 事業者が第 37 条（ローカル 5 G トータルサポートの利用停止）第 1 項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ローカル 5 G トータルサポートの利用停止をしないでそのローカル 5 G トータルサポートの提供に係る契約の全部を解除することがあります。
3. 前 2 項の規定によるほか、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ローカル 5 G トータルサポートの提供に係る契約の全部を解除します。
  - (1) ローカル 5 G 事業者がローカル 5 G の電気通信事業を廃止したとき。
  - (2) ローカル 5 G 事業者である法人が解散したとき。
4. 当社は、前 3 項のほか、ローカル 5 G 事業者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、ローカル 5 G トータルサポートの提供に係る契約の全部を解除することができるものとします。
  - (1) ローカル 5 G トータルサポートの提供に係る契約の申込や当社へ提出した書面等の内容が事実と反していることが判明したとき。
  - (2) 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
  - (4) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
  - (5) その他ローカル 5 G トータルサポートの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。
5. 当社は、前 4 項の規定により、そのローカル 5 G トータルサポートの提供に係る契約の全部を解除しようとするときは、あらかじめローカル 5 G 事業者へ書面により通知します。

(ローカル5Gトータルサポートの廃止)

**第40条** 当社は、ローカル5Gに関する法制度の変更や技術上などやむを得ない場合は、ローカル5Gトータルサポートの全部又は一部を廃止することがあります。

2. 前項の廃止にあたっては当社とローカル5G事業者の間で協議を行い、代替手段の確保が十分可能な期間を設けて廃止時期を決定します。ただし、代替手段の確保にかかる費用について当社は負担しません。

## 第4章 通信

(通信利用の制限)

**第41条** 通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置（特定の地域のローカル5G事業者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることができます。

2. 当社は、前項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得された移動無線装置が、ローカル5G事業者回線に接続されたときは、そのローカル5G事業者回線からの通信の利用を制限する措置をとることができます。

(通信の切断)

**第42条** 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

(通信データ量の測定等)

**第43条** ローカル5G事業者回線との間において伝送されるデータ（制御信号のうちデータとみなされるものを含みます。）の情報量は、課金・料金請求、ローカル5Gトータルサポートの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で測定し利用します。

2. 前項の規定により測定した情報量の1暦月における総情報量について、1のローカル5G事業者回線ごとに、1Gバイトまでごとに1の課金対象データとして算出し、1のローカル5G事業者毎に集計します。

## 第5章 料金等

### 第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用等

(月額利用料及び工事費等)

**第44条** 当社が提供するローカル5Gトータルサポートの月額利用料及び工事費等は、基本利用料(手続きに関する料金を含む)、NW利用料、データ通信料、賃貸借料、USIMカードの貸与に係る費用、及び業務支援システムの利用に係る費用から構成されます。その他設定変更等の依頼が発生する場合は、その依頼内容に応じて工事費等(その他設定変更等の工事に係る費用)が発生する場合があります。料金算定方法については、別紙2(料金算定方法)に記載します。

2. 本規約により支払いを要するものとされている料金等の額は、別紙2(料金算定方法)に規定する方法で算定した額に消費税相当額を加算した額とします。関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

### 第2節 料金等の支払義務

(基本利用料の支払義務)

**第45条** ローカル5G事業者は、第32条(ローカル5Gトータルサポートの提供開始)に定めるサービス提供開始日を含む料金月の初日から起算して、ローカル5Gトータルサポートの卸契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、別紙2(料金算定方法)に規定する方法で算定した基本使用料の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日(当社が定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2. ローカル5Gトータルサポートを利用するいずれかの拠点において、当社の責めに帰すべき理由により、ローカル5Gトータルサポートを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該拠点における基本利用料の支払いを要しません。
2. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
3. 一時中断または利用停止があったときは、ローカル5G事業者は、その期間中の第1項に定める基本利用料の支払を要します。

(NW利用料の支払義務)

**第46条** ローカル5G事業者は、第32条(ローカル5Gトータルサポートの提供開始)に定めるサービス提供開始日を含む料金月の初日から起算して、ローカル5Gトータルサポート

の卸契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、別紙2（料金算定方法）に規定する方法で算定したNW利用料の支払を要します。

2. ローカル5Gトータルサポートを利用するすべての拠点において、当社の責めに帰すべき理由により、ローカル5Gトータルサポートを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するNW利用料の支払いを要しません。
3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
4. ローカル5G事業者は、第5項に定める期間（以下「卸契約最低利用期間」といいます。）内にローカル5Gトータルサポートに関する卸契約の解除があった場合は、当該解除があった日から卸契約最低利用期間の末日までの期間に相当するNW利用料を一括で支払うものとし、その支払期日は別途当社が定めるものとします。
5. 前項の卸契約最低利用期間は、第32条（ローカル5Gトータルサポートの提供開始）に規定するサービス提供開始日から起算して12ヶ月とします。
6. ローカル5G事業者は、サービス提供開始日の到来より前にローカル5Gトータルサポートに関する卸契約の解除があった場合は、卸契約最低利用期間に相当するNW利用料を一括で支払うものとし、その支払期日は別途当社が定めるものとします。
7. 一時中断または利用停止があったときは、ローカル5G事業者は、その期間中の第1項に定めるNW利用料の支払を要します。

（データ通信料の支払義務）

**第47条** ローカル5G事業者は、次の通信について第43条（通信データ量の測定等）の規定により測定した情報量に基づいて、別紙2（料金算定方法）に規定する方法で算定した従量制のデータ通信料を当社が別途指定した期日までに支払うことを要します。

2. ローカル5G事業者は、従量制のデータ通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金を支払うこととします。この場合において、特別の事情があるときは、当社はローカル5G事業者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(1) ローカル5G事業者が情報量を記録している場合

ローカル5G事業者の記録する情報量と、別紙2（料金算定方法）に規定する方法で算定した額

(2) (1) 以外の場合

把握可能な実績（機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器

の故障等があったと認められる日)の属する暦月(毎月初日の午前0時から末日の午後12時までの期間とします。)の前12暦月を最長として、その間の情報量の累計をいいます。)に基づいて1日平均の情報量を算出し、その値に算定できなかった期間の日数を乗じた値と、別紙2(料金算定方法)に規定する方法で算定した額

3. 一時中断または利用停止があったときは、ローカル5G事業者は、その期間中の第1項に定めるデータ通信料の支払を要します。

(賃貸借料の支払義務)

**第48条** ローカル5G事業者は、拠点毎に第24条(設備の完成通知)に規定する利用開始日を含む料金月の初日から起算して、ローカル5GトータルサポートのIRU個別契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、別紙2(料金算定方法)に規定する方法で算定した賃貸借料の支払を要します。

2. ローカル5Gトータルサポートを利用するいずれかの拠点において、当社の責めに帰すべき理由により、ローカル5Gトータルサポートを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該拠点における賃貸借料の支払いを要しません。
3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
4. ローカル5G事業者は、別途提供申込者等と当社との間で締結するローカル5Gトータルサポートに関するIRU設定個別契約で定める当該契約の有効期間の途中で解除となったときは、ローカル5Gトータルサポートに関するIRU設定個別契約の解除となった日を含む料金月の翌料金月の初日から、有効期間の終了日を含む料金月の末日までの期間について、別紙2(料金算定方法)に規定する方法で算定した無線基地局設備使用料の支払を要します。
5. 一時中断または利用停止があったときは、ローカル5G事業者は、その期間中の第1項に定める賃貸借料の支払を要します。

(USIMカードの貸与等に係る費用の支払義務)

**第49条** 提供申込者等は、第29条(USIMカードの貸与等に係る請求)第2項に規定する契約に基づき、USIMカードの貸与に係る請求をし、その承諾を受けたときは、別紙2(料金算定方法)に規定する方法で算定したUSIMカードの貸与に係る費用の支払いを要します。

(業務支援システムの利用に係る費用の支払義務)

- 第50条** 提供申込者等は、第27条(業務支援システムの利用に関する申込み)、に基づき、業務支援システムの利用に関する申込みをし、その承諾を受けたときは別紙2(料金算定方法)に規定する方法で算定した業務支援システムの利用に係る費用の支払いを要します。
2. 一時中断または利用停止があったときは、ローカル5G事業者は、その期間中の第1項に定める業務支援システムの利用に係る費用の支払を要します。

### 第3節 債務の履行

(期限の利益喪失)

- 第51条** 提供申込者等は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき(第4号、第6号又は第7号に該当する場合にあっては、ローカル5Gトータルサポートの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを提供申込者等が明らかにしたときを除きます。)は、当社に対して負担するローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約の料金その他の債務すべてについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとし、

- (1) 提供申込者等が、負担する債務の全部又は一部について履行不能状態に陥ったときと当社が認めたとき。
  - (2) 提供申込者等について破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
  - (3) 提供申込者等に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
  - (4) 提供申込者等の資産について、法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき、提供申込者等を債務者とする差押え若しくは仮差押え、金銭債権保全のための仮処分又は税等の滞納処分があったとき。
  - (5) 提供申込者等の所在が不明であるとき。
  - (6) 提供申込者等について電気通信事業の登録又は届出が取消されたとき。
  - (7) 提供申込者等がローカル5Gの電気通信事業を廃止したとき。
  - (8) 提供申込者等が、債務の履行の担保を要する場合においてこれを行わないとき又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたとき。
  - (9) その他提供申込者等の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合であって、提供申込者等がその負担すべき債務を履行する見込みがあると認められないとき。
2. 当社は、前項の規定により提供申込者等が当社に対して直ちに弁済しなければならない債務に、前払金(提供申込者等が期限の利益を失ったときにローカル5Gトータルサポートに係る契約が解除されるとした場合に提供申込者等が負担すべきもの(当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。))に限



が、支払いを怠るおそれがないことを示す資料を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。)

- (5) 第 61 条（情報の提出）第 2 項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき。
  - (6) 第 52 条（債務の履行の担保に係る協議申入れ等）第 1 項の規定に基づき当社が申し入れた協議、又は第 52 条（債務の履行の担保に係る協議申入れ等）第 2 項に基づき当社が求めた債務の履行の担保に合理的な理由なく応じないとき。
  - (7) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき。
2. 前項の規定により提供申込者等が履行を担保すべき債務の額は、提供申込者等がローカル 5 G トータルサポートの提供に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の 4 ヶ月分に相当する額（提供申込者等が月ごとに想定される負担額を前払いする等の理由を示し、それが合理的であると当社が判断した場合は減額するものとし、当社が計算して提供申込者等に請求するものとします。）とします。
  3. 第 1 項の規定に該当する提供申込者等は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その提供申込者等が負担すべき工事費（前項規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して提供申込者等に請求するものとします。以下、この項において「工事費等」といいます。）について、前払い、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び提供申込者等は必要な精算を行うものとします。
  4. 第 1 項の規定に該当する提供申込者等は、当社が必要であると判断し請求した場合には、ローカル 5 G トータルサポートの提供に係る契約が解除となった場合において提供申込者等が負担すべき費用（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含み、第 2 項及び前項の規定によるものと重複する部分を除きます。）に相当する額（当社が計算して提供申込者等に請求するものとします。）について、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。
  5. 第 1 項及び第 4 項に規定する担保措置を要する期間は、担保措置が行われてから 1 年間とします。この場合において、当社が、期間満了時にその提供申込者等について、第 1 項各号のいずれにも該当しないことを確認できたとき、又はその提供申込者等が、第 1 項各号のいずれにも該当しないとする根拠を示し、当社がそのことを確認できたときに、その提供申込者等は担保措置を要しないこととなるものとし、当社は預け入れられた預託金の返還等を行うものとします。ただし、期間満了時において、当社が、その提供申込者等について、第 1 項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を更に 1 年間延長するものとし、以後の期間において同様に扱うものとします。

6. 当社は、提供申込者等から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。

#### 第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

**第54条** ローカル5G事業者は、別紙2（料金算定方法）に記載する月額利用料又は工事費等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

**第55条** ローカル5G事業者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

### 第6章 責務

#### 第1節 当社及び提供申込者等の負う責務

(守秘義務)

**第56条** 当社及び提供申込者等は、本規約に関連して相手方当事者から開示された秘密情報を、相手方当事者の書面による事前の承諾なく第三者に公表、漏洩し、または本規約履行の目的以外に使用してはならないものとします。本規約において「秘密情報」とは、本規約を通じて知り得た相手方当事者の営業上、技術上またはその他の業務上の秘密であり、

- (1) 秘密である旨表示した書面等有形媒体により開示された情報、または
- (2) 口頭で開示され、(a)開示者が開示時点で秘密である旨を明確に示し、(b)開示後14日以内に開示者が「秘密」またはそれに類似した表示を示した文書によりその内容を詳記して受領者に交付し、その文書の内容・範囲について書面により受領者の確認を得た情報をいいます。

2. ただし、次に掲げるものは秘密情報には含まれません。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 受領当事者への開示後に受領当事者の責めに帰すべからざる事由により公知の事実となった情報
- (3) 受領当事者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (4) 受領当事者が開示当事者から入手した秘密情報によらず独自に開発した情

## 報

- (5) 開示当事者が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報
- 第1項の規定にかかわらず、当社は再委託先に対して、委託業務の遂行のために必要な範囲で秘密情報を開示できるものとします。この場合、当社は、当該再委託先に対して、当該秘密情報が秘密である旨を明示し、当該再委託先に本規約における当社の義務と同等の秘密保持義務を課します。
  - 当社および提供申込者等は、法令または裁判所もしくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で相手方当事者の秘密情報を当該機関に対して開示することができるものとします。ただし、当該受領当事者は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示前にその旨を相手方当事者に通知するものとします。
  - 本条に定める義務は、ローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約のすべての契約を解除した後も2年間、有効に存続します。

### (必要事項の通知)

**第57条** 当社及びローカル5G事業者は、次の各号に掲げる事項について、互いに書面により速やかに通知することとします。

- (1) 名称、住所若しくは居所、請求書の送付先又は法人の代表者の変更
  - (2) 電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散
  - (3) 電気通信事業の登録、届出又は変更登録の取消し
  - (4) 電気通信事業法第8条第2項に規定する電気通信業務の一部停止
  - (5) 提供条件に影響がある電気通信設備の変更、増設又は廃止
  - (6) 第51条（期限の利益喪失）第1項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合にあってはその事実
  - (7) その他ローカル5Gトータルサポート提供に必要な事項
- 前項に規定する変更の通知があったときは、当社は、ローカル5G事業者にその届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
  - ローカル5G事業者において、第1項1号に規定する変更があったにもかかわらず、第30条（USIMカードの返還・変更）、第36条（ローカル5Gトータルサポートの一時中断）、第37条（利用停止）、第39条（当社が行う契約の解除）等本規約に規定する通知については、当社に届出を受けている名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

### (法令遵守等)

**第58条** 当社及びローカル5G事業者は、ローカル5Gトータルサポートの円滑な運営を図るため、ローカル5Gトータルサポートに係る業務に関して信義に従い誠実に対応すること

とし、相互に協力することとします。

2. ローカル5G事業者は、ローカル5Gトータルサポートの利用にあたり、関連する法令を遵守するものとします。
3. 当社は、ローカル5G事業者に対し、必要に応じて前項に規定する法令遵守の状況その他当社が必要と認めた事項について報告を求めることができるものとし、ローカル5G事業者は速やかにこれに応じるものとします。

## 第2節 提供申込者等の負う責務

(移動無線装置の取り扱い)

**第59条** 提供申込者等は、移動無線装置を自ら調達し取り扱うことを業とする場合は、当該移動無線装置を通信の用に供する(試験を含みます。)前に、当該移動無線装置が電気通信事業法第69条、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び電波法(昭和25年法律第131号)第3章で定める技術基準を満たしていることを当社が確認するために必要な情報を当社に提示することを要するものとします。

2. 前項の場合であって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると当社又は提供申込者等が判断したときは、その必要とする理由を示し、別に定める方法により試験を実施するよう協議を申し入れることができるものとします。
3. 当社及び提供申込者等は、前項の確認試験の結果、当該ローカル5Gトータルサポートの提供等の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。
4. 当社は、提供申込者等が自ら調達した移動無線装置に生じる一切の不具合について、責任を負いません。
5. 当社は、第項に規定する確認試験を実施する場合は、その提供申込者等と、その試験の工程及び内容並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。

(移動無線装置の持込み)

**第60条** 提供申込者等は、次の場合には、移動無線装置を当社が指定した期日(別に定める営業時間内に限ります。)に当社へ持ち込んでいただきます。

- (1) 第59条(移動無線装置の取り扱い)の規定に基づく移動無線装置に係る確認試験を受けるとき。
- (2) その他当社が必要と認めるとき。

(情報の提出)

**第61条** 提供申込者等がローカル5Gトータルサポートの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために、当社は提供申込者等に対して必要

な情報の提出を求めることがあります。

2. 前項の規定により当社が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報の提出を求められた提供申込者等は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要するものとします。

(利用数等の報告)

**第62条** ローカル5G事業者は、当社が電気通信事業法報告規則（昭和63年郵政省省令第46号）に規定する電気通信役務契約等状況報告を行う等、当社が必要とする場合において、ローカル5G事業者とエンドクライアントの間で締結しているローカル5G事業者サービスの契約数を、当社が定める方法により報告を行うことを要します。

(知的財産権)

**第63条** ローカル5Gトータルサポートの提供に関連して当社が提供申込者等に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、ローカル5Gトータルサポートに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、提供申込者等その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2. 提供申込者等はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。
  - (1) ローカル5Gトータルサポートの利用目的以外に使用しないこと
  - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと
  - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に利用許諾・貸与・譲渡・担保設定等しないこと
  - (4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと
3. 本条の規定はローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約の終了後も効力を有するものとします。

(提供条件等の説明等)

**第64条** ローカル5G事業者は、自らの責任により、ローカル5G事業者サービスを提供するときは、エンドクライアントに対してそのローカル5G事業者サービスに係る条件等の説明を行うことを要します。

2. ローカル5G事業者は、前項の規定によるほか、エンドクライアントからのサービス内容に関する問合せ、若しくはローカル5G事業者サービスに係る故障修理の請

求等又はその他の苦情の受付及び対応を行うことを要します。

3. 前2項の規定は、本規約の変更等に伴ってローカル5G事業者が行う対応等においても準用されます。

(利用に係るローカル5G事業者の義務)

**第65条** ローカル5G事業者は、ローカル5Gトータルサポートの利用にあたり、次のことを守っていただきます。

- (1) USIMカード等に登録されている情報を読み出し、変更又は消去しないこと。
- (2) 当社が貸与するUSIMカードを善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (3) 当社設備に大きな負荷がかかる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。

### 第3節 保守

(ローカル5G事業者の維持責任)

**第66条** 当社に接続するローカル5G事業者の電気通信設備については、事業用電気通信設備規則や端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)、電波法第3章等の法令・技術基準に適合するようローカル5G事業者に維持していただきます。

(当社の維持責任)

**第67条** 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(当社の行う修理又は復旧)

**第68条** 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

2. 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第41条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を優先的に修理し又は復旧します。

(混信等の防止責任)

**第69条** ローカル5G事業者は、エンドクライアントが指定する移動無線装置を、自ら調達し取り扱うことを業とする場合は、電波法第56条の規定に基づく他の無線局等への混信その他の妨害を防止するために必要な無線局の運用を、当社とローカル5G事業者は相互に協力して行うこととします。

2. 当社は、ローカル5G事業者が自ら調達した移動無線装置により混信等が生じた場

合は、ローカル5G事業者と協議の上、その混信等を除去するための措置を決定することとします。

(ローカル5G事業者の切分責任)

- 第70条** ローカル5G事業者は、ローカル5Gトータルサポートに係る通信に生ずる著しい支障その他の理由により、ローカル5Gトータルサポートの利用ができなくなったときは、ローカル5G事業者の電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社の設置した電気通信設備の修理又は復旧を請求するものとします。
2. 前項の修理又は復旧の請求により、当社の修理又は復旧に係る作業の結果、故障の原因がローカル5G事業者の電気通信設備にあった場合には、ローカル5G事業者は当社にその当該作業に要した費用を支払うことを要します。この場合において、その費用の額は、当該作業に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
  3. 当社は、設備の保守に係る具体的事項について、ローカル5G事業者と協議の上定めることとします。

(当社の通知責任)

- 第71条** 当社は、当社の電気通信設備における通信障害等に関する情報をローカル5G事業者へ通知することとします。
2. 通知内容の詳細については、別に定めるものとします。

#### 第4節 譲渡の承認

(第三者への債権譲渡等)

- 第72条** ローカル5G事業者は、本規約に基づく当社に対する債権債務を第三者に譲渡（承継によるものを除きます。）し又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ当社の書面による承諾を要するものとします。

### 第7章 損害賠償

(損害賠償の制限)

- 第73条** 当社は、ローカル5Gトータルサポートを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、次の各号にしたがい提供申込者等に生じた損害を賠償します。
- (1) ローカル5Gトータルサポートを利用するいずれかの拠点において、ローカル5Gトータルサポートを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該拠点

における基本利用料と賃貸借料の合計額を発生した損害とみなしてその額に限って賠償します。

(2) ローカル5Gトータルサポートを利用するすべての拠点において、ローカル5Gトータルサポートを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するNW利用料とデータ通信料の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。賠償するデータ通信料については、すべての拠点においてローカル5Gトータルサポートを全く利用できない状態が生じた日が属する月の前6カ月（前6カ月の実績を把握することが困難な場合は当社が別に定める方法により算出した額とします）における1日あたりの平均データ通信料を用いて算出します。

2. 当社の故意又は重大な過失によりローカル5Gトータルサポートの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
3. 提供申込者等は、ローカル5Gトータルサポートの提供が行われなかったことによる逸失利益及びエンドクライアントからの問合せ受付又は苦情対応等に要した費用について、当社へ請求しないものとします。
4. 当社は本規約で特に定める場合を除き、提供申込者等にかかる損害を賠償しないものとし、提供申込者等は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、提供申込者等は、ローカル5Gトータルサポートの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

（注）本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、ローカル5Gトータルサポートを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日あたりの平均データ通信料とします。

（解除等の場合の取扱い）

**第74条** 当社又はローカル5G事業者は、第33条（契約の変更）の規定によりローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約に対して変更があったとき又は第38条（ローカル5G事業者が行う契約の解除）若しくは第39条（当社が行う契約の解除）の規定によりローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約が解除されたときは、その原因を有する相手方に対し、その変更又は解除により発生した損害額（新たに発生する費用（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。）及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を含みます。）の支払いを請求できるものと

します。

2. 前項の規定は、当社又はローカル5G事業者がローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約に違反し相手方に損害が発生した場合に準用します。
3. 当社はローカル5Gトータルサポートの提供に係る契約に基づきローカル5G事業者が提供するローカル5G事業者サービスが、第三者の知的財産権、所有権その他法令により保障された権利を害している又は害している可能性があるとして、当社と第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等が発生したときは、当社はローカル5G事業者に対し、訴訟費用を含む全ての費用の支払い及び当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

(免責)

- 第75条** 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
2. 当社は、ローカル5G事業者が、第64条(提供条件等の説明等)に係る責務を果たすために要する費用については負担しません。

## 第8章 雑則

(プライバシーポリシー)

- 第76条** 当社は、ローカル5G事業者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTTドコモプライバシーポリシー」において公表します。

(通知方法の基本ルール)

- 第77条** 当社は、ローカル5G事業者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
- (1) ローカル5G事業者がローカル5Gトータルサポートに関する契約書に基づき当社に届け出ている企業名、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
  - (2) ローカル5Gトータルサポートに関する契約書の別紙にて別途定めるメールアドレスへの電子メールによる通知
  - (3) 当社HP上への掲載
  - (4) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法によるローカル5G事業者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。

(承諾の限界)

- 第78条** 当社は、提供申込者等から当社へ各種の請求があった場合に、その請求を承諾すること

が技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(ローカル5Gトータルサポートに係る管理方針)

**第79条** 当社は、ローカル5Gトータルサポートにおける帯域利用に係る通信の伝送に関するネットワーク管理において、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) ローカル5G事業者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと
- (2) 当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと

(反社会的勢力の排除)

**第80条** 提供申込者等は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
- (2) 提供申込者等が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 提供申込者等が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 提供申込者等が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(合意管轄)

**第81条** ローカル5G事業者と当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所とします。

(準拠法)

**第82条** 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

【別紙 1 (提供する機能)】

ローカル 5 G トータルサポートで提供する基本機能

提供機能	内容
5 G スタンドアローン	スタンドアローン方式のローカル 5 G
Sub 6 周波数帯	4. 6 GHz から 4. 9 GHz の周波数に対応 (100MHz 幅で設定)
5 G コア	5 G コア
5 G GW	当社網とローカル 5 G 事業者網の接続装置
5 G RAN	ローカル 5 G 対応の RAN 機器一式
RU・アンテナ	ローカル 5 G 専用 RU と対応するアンテナ
回線	5 G コアと RAN 機器を接続する回線 (アクセス回線除く)
5 G SIM	ローカル 5 G 対応の USIM
IMS I	当社にて指定を受けている IMS I
DNN	第 10 条 (回線終端設備の設置等) で規定する当社設備との接続箇所 1 つにつき、1 DNN を提供
IP アドレス	1 DNN ごとに静的 IP アドレスを設定
同期・準同期	同期 TDD を提供
無線基地局設備設置	利用環境を構築・設定
業務支援システム	ローカル 5 G 事業者回線に係る利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム
サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各装置の遠隔監視</li> <li>・各装置故障時の現地故障修理・交換対応</li> <li>・ローカル 5 G 事業者からの問い合わせ対応</li> </ul>

ローカル 5 G トータルサポートで提供するオプション機能

提供機能	内容
DNN 追加	基本機能として提供する DNN の他に、DNN の追加が可能
追加予備機配備	拠点へ予備機を 1 台追加配備

【別紙2（料金算定方法）】

月額利用料（日割り無、消費税相当抜き）

項目	算定方法	契約
基本利用料	単金 [円/拠点] × 拠点数 [拠点]	ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約
NW利用料	単金 [円/Gbps] × 契約帯域 [Gbps] DNNを追加した場合は以下の金額を追加 単金 [円/DNN] × 追加DNN数 [DNN]	ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約
データ通信料	単金 [円/GB] × 総情報量 [GB] + 単金 [円/回線] × ローカル5G事業者回線数 [回線] ※総情報量：第42条を参照	ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約
賃貸借料	無線基地局設備使用料 [円] + 維持費 [円] ※無線基地局設備使用料 [円] = 無線基地局設備の創設費 [円] / 契約年数 / 12カ月 ※維持費 [円] = 単金 [円/台] × RU台数 [台]	ローカル5Gトータルサポートに関するIRU設定個別契約
業務支援システムの利用に係る費用	単金 [円/台] × 業務支援システム数 [台]	業務支援システムの利用に係る契約

※単金についてはサービス仕様書にて提示いたします。

工事費等（消費税相当抜き）

項目	算定方法	契約
業務支援システムの利用に係る費用	実費 [円]	業務支援システムの利用に係る契約
USIMカードの貸与に係る費用	単金 [円/枚] × USIMカードの貸与数 [枚]	USIMカードの貸与の請求に係る契約
その他設定変更等の工事に係る費用	実費 [円]	ローカル5Gトータルサポートに関する卸契約

※単金についてはサービス仕様書にて提示いたします。

料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。